

全国司法書士女性会FAX通信222号 (2009年10月号号外2)

発行責任者 会長 大城 節子

事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

税制改正要望書、提出しました！

これまで、税制改正に関する要望は、専ら、自民党税務調査会に行うのが世の常でしたが、民主党政権になって、税制改正に関する要望をどのように行うのか、司法書士制度関連の登録免許税や登記手数料に関する要望どうするのか、全く不透明なまま、本日の税制改正要望提出の期限を迎えることとなってしまいました。

ところが、本日朝、夫婦別姓実現でご協力いただいた民主党衆議院議員滝実議員（衆議院法務委員長）から、特に、法務省関連の税制改正要望の聴き取りをしたいとの連絡が入ったため、急遽、全国司法書士女性会としては、役員・会員の皆様からの意見徴集を行い、事務局の個人事務所に滝実議員本人にお越しいたとき、別紙要望書を提出しました。

民主党は、基本的に、租税特別措置法を廃止し、3兆円近くある減税額を1兆円程度に縮減したい方針を打ち出しているようで、現在、租税特別措置法により減税の恩恵を受けている側面が否めない登録免許税制度にとっては、大きな打撃を待ち受けることになりそうな状況です。

別紙要望書の内容を懸命に説明しましたので、なんとか大筋、理解は得たのではないかと、思っていますが、結果がどうであるかはわかりません。

特に、登録免許税の還付について、不必要とも思える事務処理を強いられている点については、「登記の委任を受けているということで徴集は簡単にさせておいて還付にこんな手間をかけているとは」と、驚いておられました。

滝議員は、一通り要望を受けた後、「期限なので、本日中にまずは要望項目のみを提出しておきます。」と言って帰られました。政権与党が交替したことで、政府における様々な意思決定過程が変わって行くことを痛感した1日でした。

司法書士制度関連の政策を実現していくためには、これまでどおり、政治活動は必要不可欠ですが、政権交代という局面においては、臨機応変な対応が求められることとなります。日司政連からお預かりした要望書も同時に提出させていただきましたこと、ご報告させていただきます。（事務局）

平成21年10月23日

衆議院議員
滝実先生

全国司法書士女性会
会長 大城節子

税制等改正に関する要望書

第1 不動産登記オンライン申請システム障害発生時の減税措置について

不動産登記オンライン申請システムにシステム障害が発生した場合の措置として、メールによる借受付措置制度が導入されたことは喜ばしい。しかしながら、メール借受付措置に基づく申請については、オンライン申請の場合に適用される租税特別措置法第84条の5の特別措置（いわゆるオンライン減税）は、適用されないこととなっている。

これが、オンライン申請が普及しない大きな要因の一つとなっていると考えられるので、電子政府の実現のためにも、メール借受付措置の場合でも、オンライン減税が適用されるように制度構築すべきである。

第2 民事法務協会が運営する登記情報取得提供サービスの手数料について

登記情報提供サービスの手数料を更に引き下げる

例えば、不動産登記情報全部事項現在 465 円→200 円程度

国民の電子政府データへのアクセスの機会を増やすことが、オンライン申請利用率を引き上げる事に繋がる。サービス利用料の引き下げが不可欠である。

第3 登記事項証明請求手数料について

いわゆる登記簿謄本（全部事項証明書）・登記事項要約書等の手数料が高く、国民に負担になっていることから、下記のように引き下げを行うべきである。

全部事項証明 1000 円（オンライン700 円）→500 円程度

要約書・印鑑証明 500 円→200 円程度

第4 登録免許税（不動産登記）

土地の売買による登録免許税の軽減に関する租税特別措置法第 72 条の税率の漸増が平成 23 年 4 月 1 日以降予定されているが、現行税率（1000 分の 10）を維持するように同法の改正を求める。

※平成 23 年 4 月 1 日～1000 分の 13.

平成 24 年 4 月 1 日～1000 分の 15

平成 25 年 4 月 1 日～租税特別措置法の不適用（1000 分の 20）

また、贈与・財産分与等現在 1000 分の 20 の税率が適用されている所有権移転登記の登録免許税の率を当面、土地建物とも全て 1000 分の 10 の税率とすることを求める。

第5 登録免許税（商業登記）

中小企業に負担のない税制度実現のため、資本金 1 億円未満の小規模会社の商業

登記に関する登録免許税を軽減する必要がある。

例 会社解散登記 現行30000円→10000円程度

会社設立登記 現行最低15万円→6万円程度

特例有限会社から株式会社への移行の登記

現行最低6万円→3万円程度

第6 登録免許税の還付金の代理受領について

登録免許税の還付金を申請代理人である司法書士が代理受領するには、特別の様式による特別の授権が必要であるが、登記申請の際の委任状に記載することで簡易に代理受領できるようにすべきである（司法書士は税徴収に大きく寄与している）。

第7 保存登記のオンライン減税について

法改正により、来年1月から、これまで1件5000円を限度に、オンライン減税が可能であった保存登記について、表示登記もオンライン申請しないと減税措置の適用がなくなることとなる。そうすると、保存登記を申請する司法書士にオンライン申請の環境設定ができていても、表示登記を申請する土地家屋調査士がオンライン申請を行わないと、減税措置を受けることができなくなる。

表示登記のオンライン申請利用促進のための制度があることは理解できないではないが、オンライン申請利用者の利便のために、暫く、現行制度（表示登記がオンライン申請なされているか否かにかかわらず保存登記がオンライン申請されれば減税措置を受けることができる制度）を維持するべきである。